

口蹄疫について

- 口蹄疫とは、口蹄疫ウイルスにより、牛・豚などの偶蹄類が感染する伝染病。O型やA型などの様々なタイプ(7種類)があるが、全て同様の症状を示す。
- 感染畜の肉等が市場に出回ることはないが、感染畜の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ない。
- 発症すると、牛・豚等の口や蹄に水疱(水ぶくれ)等の症状を示し、致死率は成畜で数%だが、感染力・伝播力が強く、産業動物の生産性を低下。
- 家畜伝染病予防法において「法定伝染病」に指定し、患畜・疑似患畜は、殺処分を義務付け。



口蹄疫ウイルス



泡沫性流涎



鼻部水疱



蹄部びらん

➤ 家畜の感染症に関する国際機関であるOIE(国際獣疫事務局)が最も警戒する感染症の1つ

口蹄疫は、

- ・感染力・伝播力が非常に強い
- ・有効な治療法がない

- ・強い感染力(ウイルス10個で感染)
- ・非常に長い生存期間(数週間～数ヶ月←他のウイルスでは数時間～数日)
- ・広範な伝播力(人、物、風等を介して)

感染した家畜の摘発・淘汰による処分が、本病の清浄化のための国際的原則

➤ 我が国における過去の発生

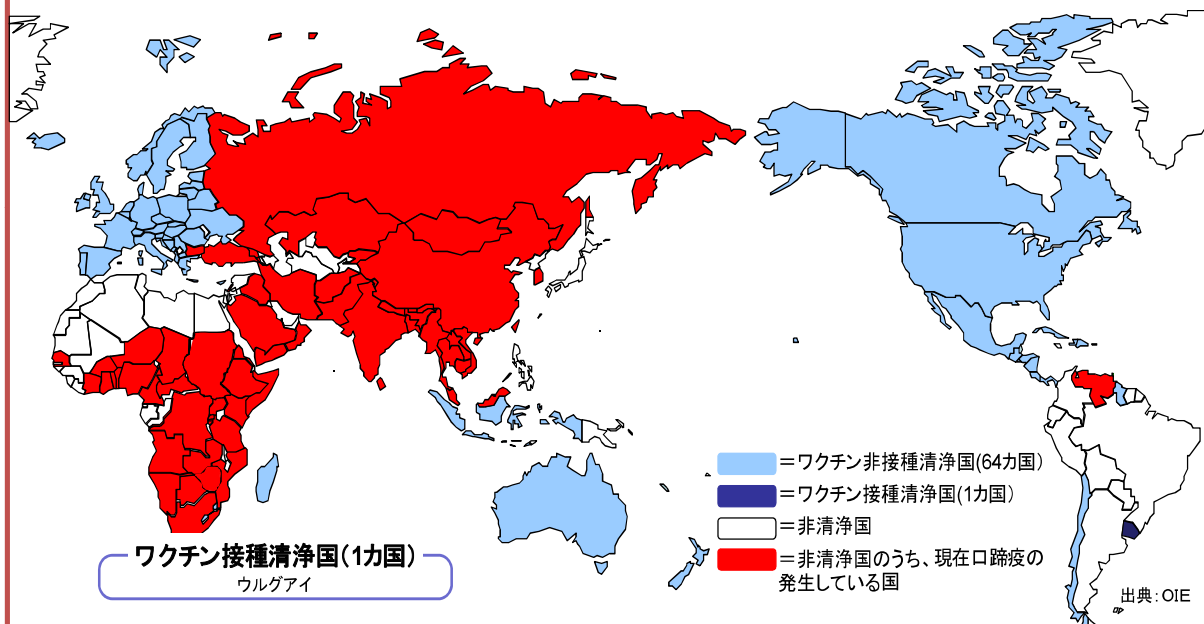
①明治41年(1908年) — 92年ぶり → ②平成12年(2000年) — 10年ぶり → ③平成22年(2010年)

我が国周辺地域における発生と対応【水際】

- 口蹄疫は世界的に発生が確認されており、本年1月以降、中国、韓国、台湾、香港において、相次ぐ口蹄疫の発生を確認。
- 口蹄疫の発生国からは原則として家畜・畜産物の輸入を禁止するとともに、発生国からの入国者を対象に靴底消毒・車両消毒を実施（農林水産大臣の認定する加熱処理認定施設からの加熱処理肉については輸入可）。

世界各国での発生状況

2011年1月12日現在



動物検疫所での対応状況

1. 発生国からの牛・豚等の偶蹄類動物や畜産物の輸入禁止
 - 指定する施設で加熱処理された物（加熱処理肉、加熱消毒稲わら等）に限り輸入を許可。
 - 空港において検疫探知犬を導入し、違法持ち込みを防止。
2. 空海港における入国時の旅客の靴底消毒及び車両の消毒
3. 発生国からの畜産物の持ち込みを防止するための広報・周知活動

本年の宮崎県における発生及び対応状況について

- 4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに口蹄疫が発生(292戸、211,608頭で発生)。
- 各県の獣医師や自衛隊、警察を派遣し、移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大。



発生からの対応状況

- 4月20日 宮崎県で10年ぶりに口蹄疫が発生
- 5月19日 政府対策本部においてワクチン接種の実施を決定
- 6月4日 口蹄疫対策特別措置法施行
- 7月18日 ワクチン接種地域の移動制限が解除

口蹄疫発生による農家や地域等への影響と支援措置

- 発生農場等に加え周辺の畜産農家の経営や畜産物の輸出にも大きな影響。
- 地域の観光産業や流通業界等にも大きな影響。
- 発生農場・ワクチン接種農場をはじめ、畜産業以外の産業にも支援。

農家や地域への影響

- 発生農場等における全ての家畜の処分
- 新たな家畜の導入ができない
- 周辺農家や近隣県における影響
 - 近隣県における家畜市場の閉鎖
 - 畜産物の輸出停止 など
- 地域の社会経済への影響
 - 地元商店街の売り上げ減少
 - イベント等の自粛
 - 流通業界や観光産業への影響 など



支援措置

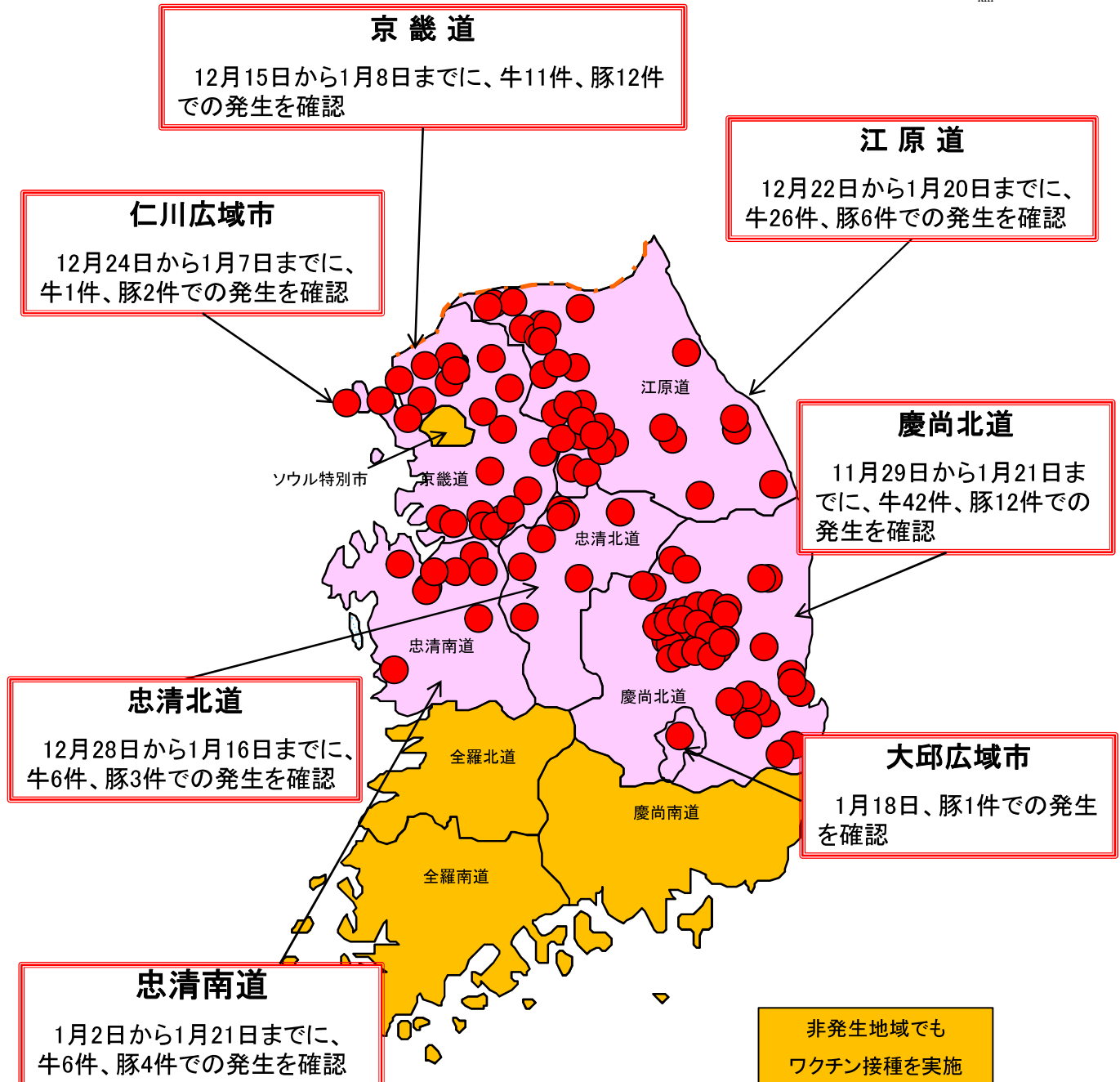
- 発生農場・ワクチン接種農場への支援
 - 家畜の評価額の全額を交付
 - 経営再開支援金（飼料代、人件費）
- 周辺農場や近隣県への支援
 - 家畜市場等の閉鎖により、家畜を出荷できなかった農家に対し、その間の飼料代等を助成 など
- 地域経済等への支援
 - ①低利融資②雇用主への賃金助成、③租税、社会保険料の納付猶予など

2011年1月21日14時現在

韓国における口蹄疫の発生状況

(2010年11月29日～、O型)

0 100 200
km



【2011年1月21日時点の報道等による情報】

- ・4,466農家の家畜約231万頭(牛:約14万頭、豚:約216万頭)を殺処分予定。
- ・ワクチン接種は、全国(済州島を含む)のすべての牛及び豚(肥育豚を含む)を対象に実施。
- ・発生件数は計132件。この他、予防的殺処分時に採取した検体で口蹄疫陽性と判定されたものや、ワクチン接種後、口蹄疫陽性と判定されたものがあるが、詳細は確認中。

※日付は確定診断された日

※出典: 韓国農林水産食品部公表資料をもとに作成